

# 厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の概要

## 1 趣旨

国民健康保険法等の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金の賦課・徴収を新たに規定するほか、所要の措置を講ずるため、厚木市国民健康保険条例の一部を改正します。

## 2 改正概要

今回の改正は法等に基づき、全国一律に改められる事項である。

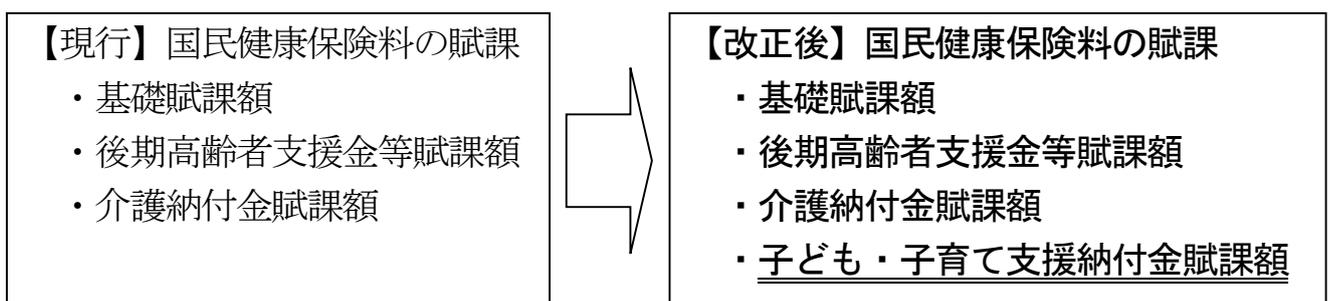
- (1) 子ども・子育て支援納付金の賦課・徴収に係る規定の追加について
- (2) 軽減判定基準額の引き上げについて
- (3) 賦課限度額の引き上げについて

## 3 内容

### (1) 子ども・子育て支援納付金の賦課・徴収に係る規定の追加について

令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法において、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設されます。

支援金制度の創設に伴い、従来の医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料と合わせて、子ども・子育て支援納付金を新たに賦課・徴収することとする国民健康保険法等の一部が改正されることから、第15条の15を追加するほか、子ども・子育て支援納付金に係る規定について所要の措置を講じます。



### 【保険料賦課額算出方法】

(総所得金額等－43万円) × 所得割額 + 均等割額 × 人数 + 平等割額

子ども・子育て支援金額 (令和8年度概算) 約4,000円／年・人

## (2) 軽減判定基準額の引き上げについて

低所得世帯の国民健康保険料における均等割及び平等割の5割及び2割の軽減判定基準額については、従来から物価の上昇に応じて引き上げられてきました。令和8年度の経済動向等を踏まえた、国の税制改正大綱に基づき、保険料軽減判定基準となる額を引き上げるとする国民健康保険法施行令の一部が改正されることから、第19条第1項第2号及び同項第3号に規定する金額について所要の措置を講じます。

### 【軽減判定基準額】

$$\begin{aligned} \text{(現 行) 基礎控除 (43 万円)} &+ \frac{\text{5割軽減: 30.5 万円}}{\text{2割軽減: 56 万円}} \times \text{被保険者数}^{\ast 2} \\ &+ 10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等の数}^{\ast 1} - 1) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{(改正後) 基礎控除 (43 万円)} &+ \frac{\text{5割軽減: 31 万円}}{\text{2割軽減: 57 万円}} \times \text{被保険者数}^{\ast 2} \\ &+ 10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等の数}^{\ast 1} - 1) \end{aligned}$$

※1 給与所得又は公的年金所得がある者

※2 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む

【具体例】世帯3人全員が国保加入し、世帯主のみ給与収入がある場合

#### ① 5割軽減の場合

$$\begin{aligned} \text{(現 行) } &43 \text{ 万円} + \underline{30.5 \text{ 万円}} \times 3 + 10 \text{ 万円} \times (1 - 1) = \underline{134.5 \text{ 万円}} \\ &\underline{\text{給与収入約}203.4 \text{ 万円} \text{ (給与所得約}134.2 \text{ 万円)}} \text{ 以下の世帯が対象} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{(改正後) } &43 \text{ 万円} + \underline{31 \text{ 万円}} \times 3 + 10 \text{ 万円} \times (1 - 1) = \underline{136 \text{ 万円}} \text{ (1.5万円増)} \\ &\underline{\text{給与収入約}205.8 \text{ 万円} \text{ (給与所得約}135.9 \text{ 万円)}} \text{ 以下の世帯が対象} \end{aligned}$$

#### ② 2割軽減の場合

$$\begin{aligned} \text{(現 行) } &43 \text{ 万円} + \underline{56 \text{ 万円}} \times 3 + 10 \text{ 万円} \times (1 - 1) = \underline{211 \text{ 万円}} \\ &\underline{\text{給与収入約}313 \text{ 万円} \text{ (給与所得約}211 \text{ 万円)}} \text{ 以下の世帯が対象} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{(改正後) } &43 \text{ 万円} + \underline{57 \text{ 万円}} \times 3 + 10 \text{ 万円} \times (1 - 1) = \underline{214 \text{ 万円}} \text{ (3万円増)} \\ &\underline{\text{給与収入約}317 \text{ 万円} \text{ (給与所得約}213.8 \text{ 万円)}} \text{ 以下の世帯が対象} \end{aligned}$$

### (3) 賦課限度額の引き上げについて

国民健康保険は、受益と負担の関係や納付意欲に与える影響などを考慮し、保険料の負担額に一定の上限額となる賦課限度額を設けております。

令和8年度の経済動向等を踏まえた、国の税制改正大綱に基づき、基礎賦課額の賦課限度額が66万円から67万円へ引き上げ、子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額を3万円とする国民健康保険法施行令の一部が改正されることから、第19条の4に規定する金額について所要の措置を講じます。

【具体例】世帯3人全員が国保加入し、世帯主のみ給与収入がある場合

・基礎賦課額の場合【(給与所得-43万円)×所得割率+均等割額×人数+平等割額】

(現行)  $(939\text{万円}-43\text{万円}) \times 6.24\% + 25,744 \times 3 + 23,575 = \text{約}66\text{万円}$

給与収入約1,134万円 (給与所得約939万円) 以上の世帯が対象

(改正後)  $(955\text{万円}-43\text{万円}) \times 6.24\% + 25,744 \times 3 + 23,575 = \text{約}67\text{万円}$  (1万円増)

給与収入約1,150万円 (給与所得約955万円) 以上の世帯が対象

※ 令和7年度の料率・料額を適用

#### 4 施行日

令和8年4月1日

#### 5 市民参加手続

厚木市市民参加条例（平成24年厚木市条例第1号）第6条第7項第3号（法令で実施基準を規定）に該当するものとして、省略します。